



多治見市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年5月14日（水）岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
東濃県事務所	環境課	下野	代表 0572-23-1111 (内線212) FAX 0572-25-0079

産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

令和7年5月12日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記の産業廃棄物収集運搬業者に対して許可の取消処分を行いました。

記

1 被処分者

(1) 住 所 多治見市脇之島町六丁目104番地の14

(2) 氏 名 株式会社K S t e c h 代表取締役 桑下 拓也

〔許可内容〕

産業廃棄物収集運搬業

・許可年月日 令和2年11月13日（新規）

・許可番号 02101217992

・積替え又は保管の有無 無し

・産業廃棄物の種類 燃え殻、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記8品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油

以上 9種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

3 取消年月日

令和7年5月12日

4 取消しの理由

被処分者は、令和7年4月17日付けで岐阜地方裁判所多治見支部において破産手続開始の決定がされました。

本事実、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イにおいて定める法第7条第5項第4号ロに該当します。

[参考条文]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一部抜粋）

第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。